

環境方針

1 基本理念

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、古くから自然と共存し、個性ある文化をつくり出してきました。

しかし、物質的な豊かさを求め、エネルギーや資源を大量に消費する今日の社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしています。私たちのふるさと岐阜県、さらには地球全体の、豊かで、快適で、健康に良い環境は、将来の世代へと受け継がれていかなければなりません。

このため、私たちは、あらためて自然のもたらす恵みに深く思いを巡らすとともに、環境が、大気、水、土壌など自然系の均衡と循環から成り立っていることを認識し直さなくてはなりません。

岐阜県は、「自然生態系を保全する」、「生活環境を守る」、「循環型社会をつくる」、「地球環境を保全する」及び「県民協働を進める」の5つを基本目標に定め、これまで以上に環境の保全に努めるとともに、豊かで快適な環境を積極的につくり出すという新たな決意のもとに、県民、事業者及び行政が一体となり、人と自然とが共存できる社会の構築を目指します。

〈 自然生態系を保全する 〉

生態系の構成員として共生をめざし生態系を守ります。

〈 生活環境を守る 〉

良好な大気、水、土壌環境を保全し、化学物質による汚染を防止するとともに歴史的、文化的な景観を大切に、豊かな生活環境を守ります。

〈 循環型社会をつくる 〉

3 R対策を推進し、循環を基調とした社会をつくります。

〈 地球環境を保全する 〉

ライフスタイル、事業活動を見直し、環境にやさしい行動を実践し、良好な地球環境を保全します。

〈 県民協働を進める 〉

県民、地域住民組織、NPO、事業者、公共団体などが情報の共有、ネットワークの形成を図り、具体的な行動に向けて協働を進めます。

2 基本方針

県は基本理念をもとに、自らが大規模な事業者・消費者であるとともに、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境を創出していく立場から、物品の購入、県庁舎等の維持管理、公共事業の実施、環境保全事業及びその他の活動の実施に際し、次に掲げる事項に係る施策を率先して実施します。

さらに、県民及び事業者の環境保全に対する自主的な取組を促進します。

- (1) 環境教育及び環境学習の推進
- (2) 県民と連携した環境保全活動の推進
- (3) 環境に配慮した公共事業の推進
- (4) 大気汚染、水質汚濁等公害の発生防止
- (5) 環境に配慮した物品の購入の推進
- (6) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進
- (7) 省エネルギー・省資源の推進及び新エネルギーの活用
- (8) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨等地球環境問題への対応

これらの事項のうち、特に環境影響の大きいものについては、環境目的及び目標を設定し、積極的に推進するとともに、定期的に見直しを行い、継続的な改善を図ります。

県は、環境に関する法令、協定その他の合意事項を順守します。

県は、環境汚染を早期に予測し、その予防に努めます。

県は、この環境方針を県庁舎等内全職員に周知するとともに、広く一般にも公表します。

平成18年 6月21日
(2006)

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

